

令和9年度報酬改定に向けた日本理学療法士協会の基本的考え方

- 令和9年度の介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定に向け、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」、「新たな地域医療構想」、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会取りまとめ等の本旨を踏まえ、積極的な活動を展開すること
- 重症化予防、早期回復および自立支援・在宅復帰・社会復帰に向けて、「患者・利用者」本位の理学療法とすること
- 医療・介護・福祉における理学療法のサービス提供においては、医療と居宅、通所、入所等との連携や連続性など、一体性を強化すること

令和9年度報酬改定に向けた日本理学療法士協会の重点要望方針

1. 2040年を見据え質の高い理学療法への深化を推進すること

- 理学療法士が地域包括ケアとその体制確保および医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大への対応に一層貢献できるよう、医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア、人生の最終段階における医療・ケアに係る制度・サービス等において、理学療法士の役割を明確に位置付けること
- 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制の構築を実現すること
- 居宅における、利用者のニーズに適時適切に対応できる理学療法を可能とする報酬改定とすること
- 増加する高齢者救急への対応について、急性期医療においては、「365日提供体制と必要十分な理学療法士の配置を推進し、均てん化を図ること」を本会の要望方針としているところ、「早期に自宅等の生活の場に戻ることができる支援体制を確保」や「医療・介護施設間の連携強化」、「高齢者施設等の対応力を強化」を推進すること

2. 理学療法士の職能の発揮やサービスの質の向上を可能とする報酬改定とすること

- 理学療法士の雇用安定、離職防止をはかり、理学療法の質向上に資する賃上げを実現すること
- 育児・介護休業を取得でき、職場復帰が円滑となるような、充実した勤務環境とすること
- 理学療法の効果を明示したうえで、正当な評価をしてもらうこと

3. 安心・安全で質の高い理学療法の推進

- 日本理学療法学会連合が定めた「理学療法ガイドライン」の現行基準を見直すとともに、国において策定すること
- 理学療法の質の向上を推進するため、「登録理学療法士制度」「認定理学療法士・専門理学療法士制度」(仮称)を国において創設すること
- 理学療法の質の高度化やニーズの多様化に対応した、「登録理学療法士・認定理学療法士・専門理学療法士」(仮称)の養成と確保に資する報酬改定とすること